# 第１章　総　　則

# 1　給水装置工事設計・施行基準

## 第1章　総　則

（目　　的）

第1条　この基準は、水道法及び関係法令並びに愛知中部水道企業団（以下「企業団」という。）給水条例等の規定に基づき、給水装置工事の設計及び施行の手続き並びに工事の施行方法等についての必要事項を定め、事務の適正な運用を確保することを目的とする。

〔解　説〕

1　この基準に掲げる法令、条例等は次のとおりとする。

・法

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。

・施行令

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）をいう。

・条　例

愛知中部水道企業団給水条例（昭和 50 年条例第 14 号）をいう。

・施行規則

愛知中部水道企業団給水条例施行規則（昭和 50 年規則第 9 号）をいう。

・指定工事業者規程

愛知中部水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年規程第 1 号）をいう。

※参考　本編２関係法令編に掲載

2　この基準では、施行規則第 5 条の「企業長が別に定める」について及び設計･施行についての細則を定めるものである。

＜参　考＞

（給水管及び給水用具の指定）

第 5 条　条例第 7 条第 1 項の給水管及び給水用具の構造及び材質の指定は、企業長が別に定める。

2　条例 7 条第 2 項の工事に関する工法等の条件は、企業長が別に定める。

（適用範囲）

第 2 条　この基準は、企業団の水道より給水する給水装置工事に適用する。

（用語の定義）

第3条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 給 水 装 置　需要者に水を供給するために企業団の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項・条例第2条）

(2) 給　水　管　特定の給水装置へ給水の目的で配水管（及び他の給水管）から分岐して布設する管をいう。（引込管）

(3) 給 水 用 具　給水管と直結し、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、止水栓、給水栓、バルブ類及び器具類をいう。

(4) 配　水　管　配水池又は配水ポンプを起点として不特定多数の需要者に配水するために、布設した管をいう。

(5) 配水補助管　配水補助管助成金要綱の適用を受けて布設した管をいう。

(6) 給 水 本 管　複数の給水装置へ給水するために配水管から分岐し布設した管をいう。

〔解　説〕

1　「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。また、水道水を一旦受水槽に受けて給水する場合は、配水管の分岐から受水槽への給水口までが給水装置であり、受水槽以降はこれに当たらない。

水道メータは、水道事業者の所有であるが、法第16条（給水装置の構造及び材質）が供給水の汚染、漏洩を防止するとの観点から規定されている趣旨に照らして、給水装置に該当する。

※　給水装置の構成は、一般的に給水管、給水用具及びメータからなっている。（水道法逐条解説及び水道施設設計指針による。）

2　配水管について

現行、公道下に埋設する配水管の規程は、企業団の設計基準設計指針編Ⅲ管工事「1管種及び口径の決定」で最低口径50㎜以上と定めているが、それ以前に埋設されている口径50㎜未満の管において需要者への給水目的とした給水管を除いたものは、口径に拘わらず全て配水管である。

3　給水本管について

同一敷地内に2戸又は2箇所以上に給水装置（共用給水装置）の分岐を行うために配水管から分岐した管、又都市計画法第32条で定める開発行為に関する工事により設置される公共施設（道路）（以下「移管道路」という。）　及び建築基準法第42条第5項で定めるその位置の指定を受けたもの（以下「位置指定道路」という。）に面した区画に給水装置を設置するため移管道路・

位置指定道路等に配水管から分岐し布設した管を給水本管という。

(1) 同一敷地内に同一申込者の給水装置を複数以上設置する場合、配水管から分岐する給水本管は1箇所を原則とする。又、移管道路・位置指定道路等に布設する場合の給水本管は1箇所とする。

(2) 移管道路・位置指定道路等の布設基準は、公道に準ずる。この場合においての布設基準とは、「布設位置・土被り・管種・口径・分岐方法等」をいう。

私有道路に給水本管を布設する必要が生じた場合は、位置指定道路の取扱いに準ずる。なお、布設基準については、私道への水道管布設取扱要綱に基づく。

(3) 給水本管を同一敷地内に布設する場合は、官民境界2.0m以内に第1次仕切弁・止水栓を設置しなければならない。又、移管道路・位置指定道路等の仕切弁設置位置は配水管を公道に布設する場合に準ずる。

(4) 給水本管を同一敷地内に布設する場合の維持管理分界点は第1次仕切弁・止水栓とする。又、移管道路・位置指定道路等に給水本管を布設しその道路に面した区画に給水装置を設置する場合の維持管理分界点は逆止弁とする。〔第7条（管理）に準ずる〕

(5) 給水本管を布設する場合の水道メータ設置位置等については本基準第30条「メータの設置基準」に準ずる。

4　用語の説明

1. 導水管

原水を有圧で浄水場まで導く管をいう。

2. 送水管

取水施設（受水点）から配水池まで導く管をいう。

3. 引込管（取出し管）

給水装置のうち、配水管及び給水本管から直角に分岐し宅地内に布設した管をいう。

4. メータユニット

水道メータと継手類（開閉防止型ボール式止水栓及び逆止弁等）が固定され、ユニット化したものをいう。

(1) 埋設型メータユニット　φ20mm用（平成１７年４月承認）
φ13･25mm用（平成２２年６月承認）

(2) パイプシャフト用メータユニット　φ13･20mm用（平成１５年７月承認）

5. ボール式止水栓（1次側止水栓）

水道メータの上流側に設置する開閉防止型ボール式止水栓をいう。

6. 甲止水栓（2次側止水栓）

水道メータの下流側に設置する甲形止水栓をいう。

7. 共用止水栓

同一敷地内に1箇所の引込管を使用し2個以上の水道メータを設置する場合、官民境界（公私境界）より私有地内2.0m以内に設置する止水栓をいう。

8. 一個給水

集合住宅等において、直結給水又は水槽給水で水道メータ1個（企業団貸与メータ）によ

る全体給水する場合をいう。

9. 損失水頭

単位重量の水の有する種々の形態のエネルギーの大きさを水柱の高さとして表したものをいう。

10. ウォーターハンマ

水栓、弁などにより管内の流体の流れを瞬間的に閉じたとき、閉点の上流側の圧力が急激に上昇し、上昇圧力は圧力波となって配管系内を一定の速度で伝わる。この現象をウォーターハンマ（水撃作用）といい、正常圧より急上昇した圧力を水撃圧という。

過大なウォーターハンマは配管・継手・弁類・機器類を振動させたり衝撃音を発生させたりするばかりでなく、漏水を生じさせることもある。

11. サヤ管

管が、道路、河川、構造物などを横断又は貫通する場合、管の外傷防護のために布設する外筒管をいう。

12. クロスコネクション（誤接合）

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結することをいう。

（給水装置工事等の申込及び施行）

第4条　給水装置の設置等をしようとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ企業長に給水装置工事(以下「給水工事」という。)を申込み、承認を受けなければならない。

2　給水工事は、企業長又は企業長が指定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が施行する。

3　申込者は、給水工事を申し込む場合は、指定工事業者に委託して施行しなければならない。

〔解　説〕

1　給水工事の承認は、当該給水装置が条例及び規則等の規定に適合していることの確認及び当該給水装置により給水することを企業長が承諾することであり、企業長は、事業計画に定める給水区域内において給水工事の申込みを受けたときは、これを拒んではならない。(法第15条)

ただし、次のような正当な理由がある場合は、企業長が給水の申込みを拒否することができる。(水道法逐条解説)

(1)　給水区域外からの申込みの場合。

(2)　配水管未布設地区からの給水の申込みがあった場合。ただし、申込者が自己の費用で 配水管を設置し、給水を申し込むときはこの限りではない。

(3)　給水量が著しく不足している場合であって、給水契約の受諾により他の需要者への給水に著しい支障をきたすおそれが明らかであるとき。

(4)　当該事業計画内では、対応し得ない多量の給水量を伴う給水の申込である場合。

(5)　特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難な場合。

(6)　給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準及び企業長が定める技術上の基準に適合しない場合。（条例第33条）

2　新設･改造等により申込者に給水することによって、既需要者への給水において所要水量・水圧等が本基準第21条以下に定める一定基準を下廻ると判断されるときは、申込者の負担により、不足することとなる給水能力の回復を行わなければならない。（布設替等）

3　従来、給水工事は、原則として「企業長が施行し、止水栓以下の部分については、指定工事業者が施行できる」こととしていたが、平成9年4月以降、国による水道関係の規制緩和政策により、「水道事業者（企業長）又は指定工事業者」のどちらでも施行できることとなった。

それにより、本企業団では、企業長が施行する場合を「入札工事、特別給水承認工事及び給水承認工事」、指定工事業者が施行する場合を「設計審査工事」として、その施行方法及び事務処理を本基準で定めることとした。

なお、給水工事の申込み先は、工事を施行する指定工事業者へ直接行えばよい。

＜参　考＞

1　給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ企業長に申込み、その承認を受けなければならない。（条例第4条）

2　給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定した者が施行する。

ただし、企業長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。（条例第 6 条）

（指導・監督）

第５条　企業団は、安全な水の供給と健全な水道事業の運営を行ううえから、本基準に基づき、指定工事業者の行う給水工事が経済的かつ日常の管理が容易であるように、適正な設計及び施行を指導し監督する。

〔解　説〕

**基本事項**

1　給水装置は、需要者の費用で設置される個人財産であり、日常の管理責任は需要者にある。一方では、水道施設である配水管に直接連結されていることから供給水の水量、水圧及び水質の確保については、水道事業者の責任とされている。

水道事業者は水量、水圧、水質確保についての責任を果たすため、給水に当たっては、当該給水装置の構造及び材質について、法令（施行令第６条）に定められる基準に適合しているかどうかを審査することになっている。

2　給水装置は、需要者が必要とする水量を安定して、かつ安全な水を供給するために適正な口径の給水管と使用目的に適合した器具とが合理的に組み合わされる必要がある。したがって、設計に当たっては、給水装置全体が整合の取れたシステムとなるよう留意しなければならない。

3　給水装置は、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具によって構成される（法第３条第９項）が、生活水準の向上と生活様式の多様化に伴い、給水用具に対するニーズも大きく変化しており、利便性、快適性を強調するものが増えている。したがって、給水用具の採用に当たっては、使い勝手が良く、安心して使用できるものが必要とされる。また、騒音、振動等生活環境に悪影響を及ぼさないことも必要である。このような要件を満たすためには、日本工業規格（ＪＩＳ）、第三者認証機関{日本水道協会規格（ＪＷＷＡ）、日本燃焼器具検査協会（ＪＨＩＡ）、電気安全環境研究所（ＪＥＴ）、日本ガス機器検査協会（ＪＩＡ）}による規格品を使用することが望ましい。

4　給水量の正確な計量には、水道メータの適正な選定とともに、適正な設置と管理が必須の条件となる。水道メータの選定に当たっては、使用水量に見合う口径とする必要があり、これを誤ると、使用水量の正確な計量ができず、また水道メータの耐久性を低下させることがあるので注意する必要がある。

5　給水装置の構造及び材質は、地域の特色に見合った配慮が必要である。そのほか、給水管の管種決定に当たっては、水質、土壌の影響等について十分な配慮が必要である。

6　給水装置の設計・施行は、水道衛生上の見地から一定の技術水準にある者を水道事業者が指定し適正に行わせる。

7　給水管の設計、施工が適正に行われても、使用方法が適切でなかったり、需要者の意志で装置に不適正な器具の取付けや改造が行われると、給水の安定、水質の安全が確保できないことになる。したがって、需要者には給水装置の適切な使用や維持管理について啓発、指導する必要がある。

（指定工事業者の責務）

第6条　指定工事業者は、給水工事に関する条例等の規定及び本基準並びに企業団の指示を遵守し、適正な設計施行を行わなければならない。

2　指定工事業者は、常に「公共の福祉」を自覚し勤勉に努めなければならない。

3　指定工事業者は、申込者から委託された給水工事の設計施行及びそれに伴う管理の一切の責任を負う。

＜参　考＞

1　指定工事業者の心得

水道事業は清浄にして豊富低廉な水を需要者に供給することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に経営されている。したがって、需要者が水道事業者から水道用水の供給を受け使用しようとする給水装置がいかに重要な施設であるかは既に周知のとおりである。この給水装置の新設・改造・修繕等の工事を企業長の指示を受けて施行する指定工事業者はその使命と責任の重大さを認識して法令、条例等の規定及び本基準に定められた事項を遵守し、給水工事が正しく施行されるよう心掛けて住民福祉の向上に努めなければならない。

2　給水装置工事主任技術者について

給水装置工事は、通常、調査－計画－施工－検査の一連の業務から成るが、給水装置工事の適正な施行を確保するためには、少なくとも給水装置工事について十分な知識及び技能を有する技術者が事業活動の本拠に配置されており、工事全体が管理されるとともに、工事従事者に対する指導監督が十分行われるような体制が整備されている必要がある。

このため、法律第107号の水道法改正においては、給水装置工事主任技術者に給水装置工事の技術面を総括する高い職務を担わせるとともに、指定工事業者はこの者を事業所ごとに選任しなければならないものとすることにより、適正な給水装置工事の実施を図ることとしている。

(1)　給水装置工事の流れと給水装置工事主任技術者の職務

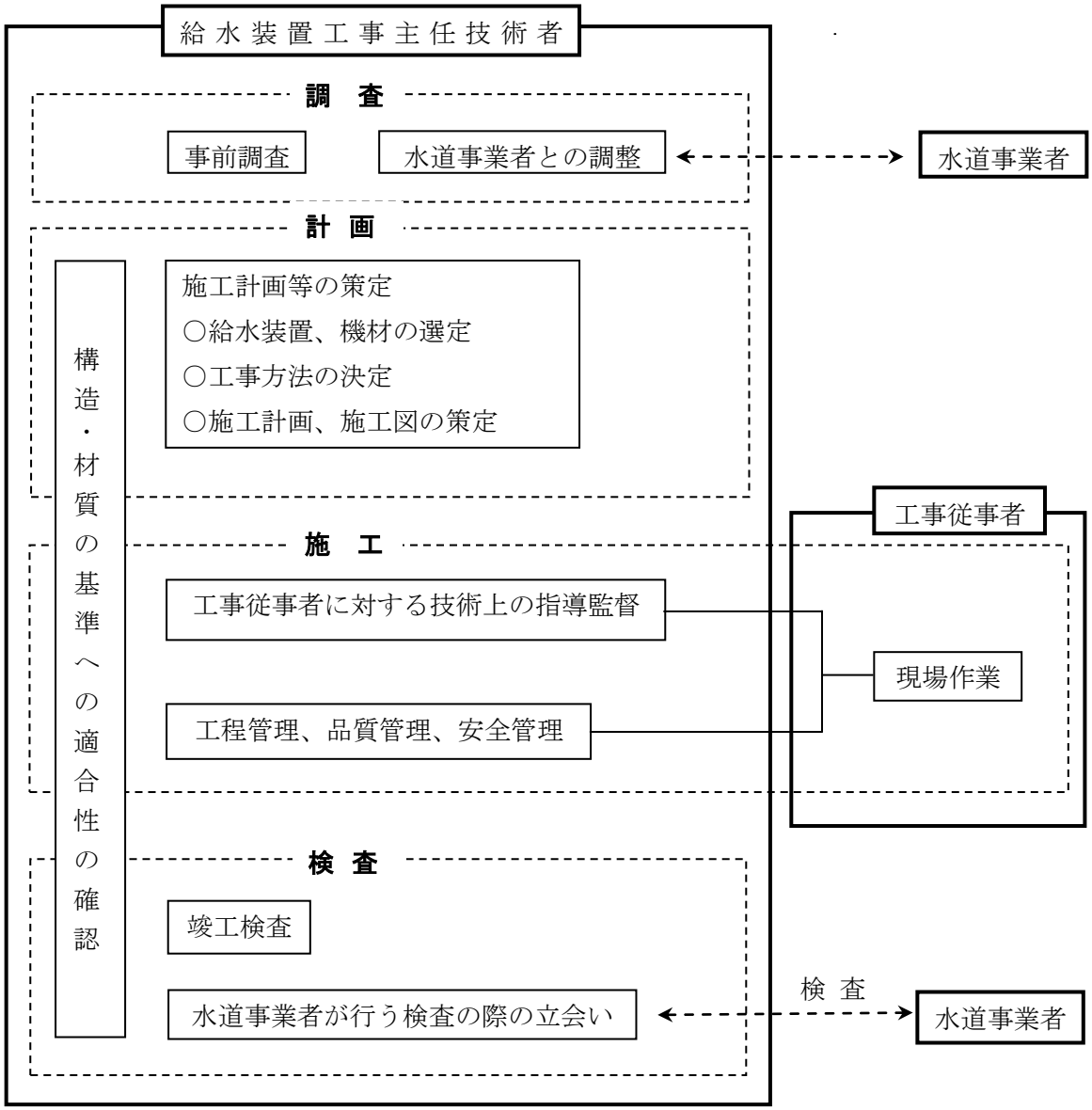

(2)　給水装置工事主任技術者に必要とされる知識及び技能

| 職　　務 | | | 必要とされる知識及び技能 |
|---|---|---|---|
| 調査段階 | 事前調査<br><br>水道事業者等との調整 | | ○凍結、破壊、浸食等により水の衛生問題等を生じる可能性のある事項を把握できること<br>○水道法、供給規程等を熟知していること |
| 計画段階 | 施工計画等の策定 | | |
| | | 給水装置、機材の選定 | ○現場の土質、水質等に応じて、金属の溶出、破壊、浸食等により水道水の汚染を生じない機材を選定できること |
| | | 工事方法の決定 | ○汚水の吸引及び逆流、破壊、浸食等による水道水の汚染を防止する工事方法を選定できること<br>○配水管を損傷しない配水管と給水管の接続方法を選定できること |
| | | 施工計画、施工図の策定 | ○家屋の建築スケジュールと整合した作業スケジュールを策定できること<br>○給水装置工事の詳細な施工図を作成できること |
| 施工段階 | 工事従事者に対する技術上の指導監督 | | ○現場作業の段取りや工事の方法についての技術的な指導ができること |
| | 工程管理、品質管理、安全管理 | | ○最適な工事工程を選定し、管理できること<br>○水の汚染や漏水が生じないよう、工程ごとの仕上がりを管理できること<br>○工事従事者の安全や健康を管理できること |
| 検査段階 | 工事の竣工検査 | | ○逆流防止機能試験、漏水試験等を実施できること |
| | 水道事業者が行う検査の際の立会い | | ○水道事業者の検査に立ち会い、工事内容について説明できること |

（管　理）

第 7 条　給水装置の管理の主体責任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負う。

2　給水装置の分界点は、次のとおりとする。

(1)　管理分界点

ア　宅地内に企業団貸与の水道メータ（以下「メータ」という。）を 1 個設置する場合　メータユニットの下流側又はメータ直後の逆止弁

ただし、先行引込みを行う場合は、開閉防止型ボール式止水栓又はメータユニットの下流側とする。

イ　直結直圧給水をする集合住宅等で、1 給水引込みに複数のメータを設置する必要を認めた場合　　共用止水栓（３階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁）

ウ　受水槽を有する集合住宅等で、1 給水引込みに複数のメータを設置する必要を認めた場合　　親メータ直後の逆止弁

エ　前アからウに定めるメータユニット、逆止弁及び共用止水栓は、原則として宅地内の官民境界から 2.0m以内の場所に設置するものとする。

(2)　給水装置と導水装置との分界点　　受水槽給水口

(3)　水質責任分界点　　給水栓

ただし、受水槽を有するものについては、受水槽給水口とする。

〔解　説〕

1　管　理

(1)　水道事業者が管理するのは水道施設であり、この施設に給水装置は含まれないので需要者が管理する。(法第 3 条第 8 項)

ただし、企業団においては、給水装置のうち公道下に属する施設の維持管理は企業団が代行するものとする。

(2)　需要者が給水装置の管理を著しく怠ったときは、過料の対象となる。(条例第 36 条第 1 項第 3 号)

(3)　需要者が使用中の給水装置の構造及び材質が施行令第 6 条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することができる。(条例第 33 条)

(4)　水道事業者は、その職員に給水装置の立ち入り検査をさせることができる。(法第 17 条第 1 項)

(5)　逆止弁が設置されていない場合は、メータまでとする。

2　メータ並びに集合住宅等における親メータ及び共用止水栓の位置について

給水装置(企業団が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。)は、給水装置所有者に帰属するが、管理はメータ下流側逆止弁までについては、企業団が行うものである。(集合住宅等においては、親メータ直後の逆止弁又は共用止水栓までが企業団管理となる。)

従ってメータ等の設置位置が宅地内に入れば入る程①漏水等の発生により給水装置所有者宅地内での影響部分が大きくなる②すなわち宅地内での企業団管理部分が増えるとともに

③宅地内企業団管理部分の漏水はメータを経由しないことから長期間にわたり放置されることがあり、水の有効利用から極めて好ましくないといえる。

そこで、土地所有者の土地の有効利用又現実に給水装置を設置する場合の実効性も併せ考慮し、官民境界から 2.0m以内が企業団維持管理及び土地所有者の土地利用の両面に即したものであるものとして定められている。

3　導水装置

(1)　導水装置とは、給水装置から水槽その他に受水し、他に導水をする装置をいう。

(2)　受水槽タンク以下については設置者の管理であり、専用水道の適用を受けるものを除き供給形態及び規模により次のように管理基準が異なる。

①　簡易専用水道の適用を受けるもの

法第 3 条第 7 項で定める基準に該当する水道であり、法が適用される。

ただし、対象建築物が特定建築物である場合は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「ビル管理法」という。)が適用される。

②　簡易専用水道の適用を受けないもの

水道法第 14 条第 2 項第 5 号の適用を受けるが、対象建築物が特定建築物である場合は、「ビル管理法」が優先に適用される。

4　井水等の規制

一般供給用の導水装置において、企業団水に井水等の他水を混入することは水質の管理が困難であり、衛生上好ましくない。このためタンク以下といえども一般給水用の導水装置では、企業団水のみを使用するものとし、井水等の他水と混用することは認めない。ただし、次のもので管理が適切に行われ、衛生上問題がないと認めた場合はこの限りでない。

(1)　飲用に供するものであっても、水道法上、専用水道の規制を受けるもの

(2)　飲用に供することがないと判定されるもの（公衆浴場の特例）

5　水の着色の原因

給水栓から出る水は、常に清浄でなければならないが、ときには着色することがある。

(1)　白い水

給水栓から水道水を勢いよく出したときや、断水のあった通水後に給水栓を開いたとき、水が白く濁ることがある。これは水の中に空気が気泡となって混入したためで、ひどいときには牛乳状になることがあるが、数分後には透明になる。空気の混入によるもので、安全性について心配はない。

また、給水管に亜鉛めっき鋼管を使用した場合に白い水の原因となることがある。

(2)　黒い水

給水栓やメータ等のパッキンのゴムが次第に劣化し、黒い水の原因となることがある。

(3)　青い水

給水管に銅管を使用した場合に青い水の原因となることがある。

また、風呂などの大きな容器に水を溜めた場合に青く見えることがあるが、これは光が水に当たると青い光が散乱され、赤い光が吸収されるために起こる現象であり、アイボリー系の浴槽などに多い事例である。

(4)　赤い水

給水管に亜鉛めっき鋼管が使用されているとき又は､継手などの一部に鋼製の材料が使用されているとき､硬質塩化ビニルライニング鋼管布設時のネジ切り部の加工に不備があるときなどに起こる。それは、露出した鉄面が空気中で錆びるのと同様に水中でも徐々に錆び、この錆が水の使い始めに赤水となって出てくるためである。朝の使い始めに赤水が発生し、1 分間以内に収まるときは、ほぼ給水管に起因すると考えられる。

また、一時的な赤水発生のときは、水道本管の工事によるものと考えられる。

＜参　考＞

1　「専用水道」とは、寄宿舎、社宅、診療所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。(法第 3 条第 6 項)

(1) 100 人を超える者にその住居に必要な水を供給するもの

(2) 水道施設の 1 日最大給水量が人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が 20 ㎥を超えるもの

法第 3 条第 6 項ただし書きに規定する法令で定める基準は次のとおりである。(施行令第 1 条)

(1)　口径 25 ㎜以上の導管の全長　1,500m

(2)　水槽の有効容量の合計　100 ㎥

2　「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。(法第 3 条第 7 項)

法第 3 条第 7 項ただし書きに規定する政令で定める基準は､水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 ㎥であることとする。(施行令第 2 条)

※専用水道・簡易専用水道でいう水槽とは、通常受水タンクのみ　(副受水タンクは含まない) を対象としている。

3　管理分界点について (図参照)

(企業団と給水装置所有者との管理を区分する点)

(1)　公道分岐部より逆止弁又はメータユニットの下流側メタルパッキンまでは企業団、それより宅内側はその装置所有者が管理すること。また、受水槽を有する建物についても同様とする。

(2)　一の分岐において複数メータを設置する必要を認めた場合の管理分界点は、公道分岐部より私有地内共用止水栓(３階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁)又はボール式止水栓までは企業団、それより宅内側はその装置所有者又は使用者が管理する。

(3)　企業団貸与メータの管理は、所有者又は使用者とする。

(4)　メータボックスは、水道法上の給水装置には含まれないので所有者が善良な維持管理を行うものとする。

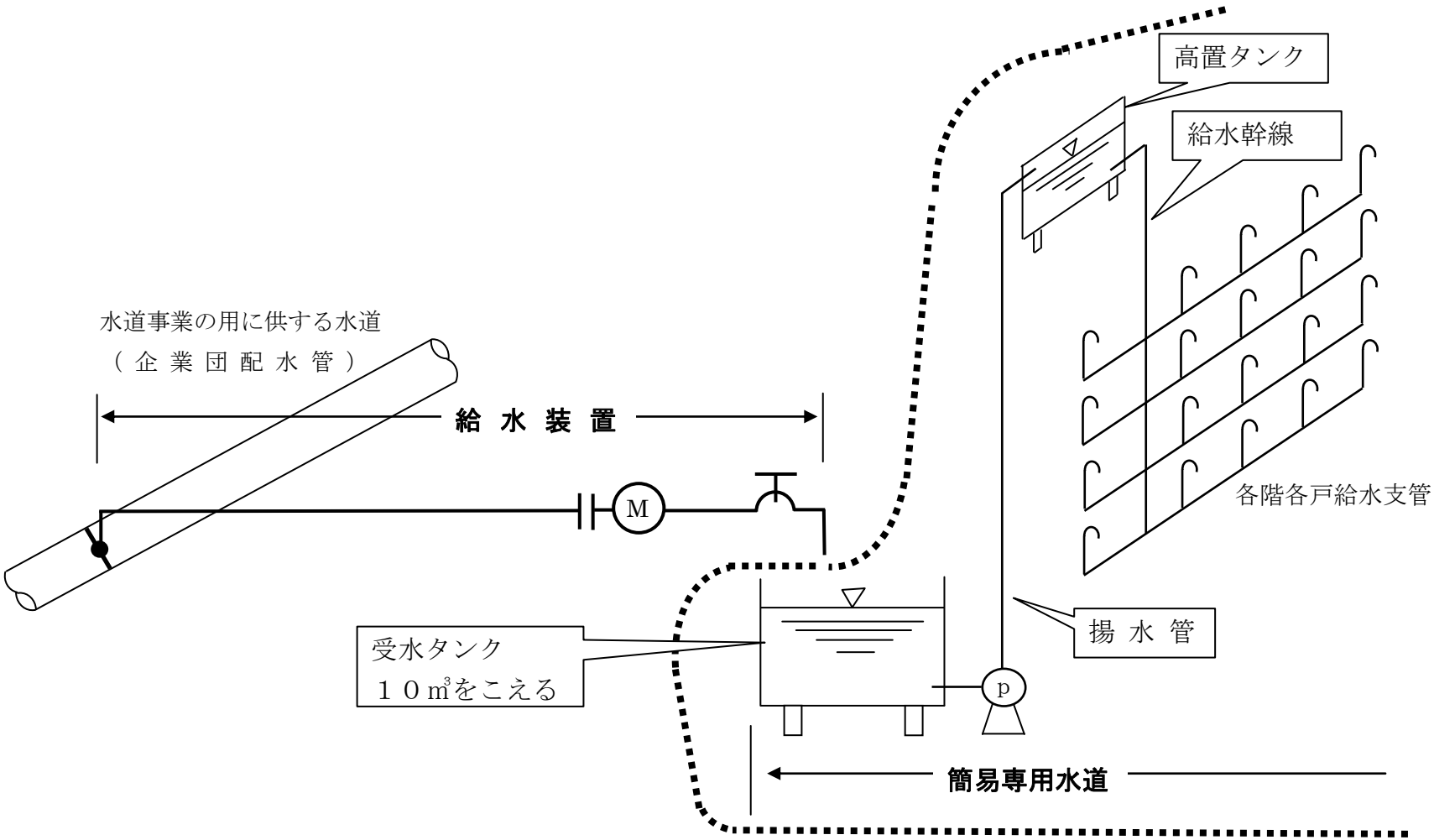
高置タンク
給水幹線
水道事業の用に供する水道
（企業団配水管）
給水装置
M
各階各戸給水支管
揚水管
受水タンク
１０㎥をこえる
p
簡易専用水道

# メータユニット維持管理分界点（φ１３，２０，２５）

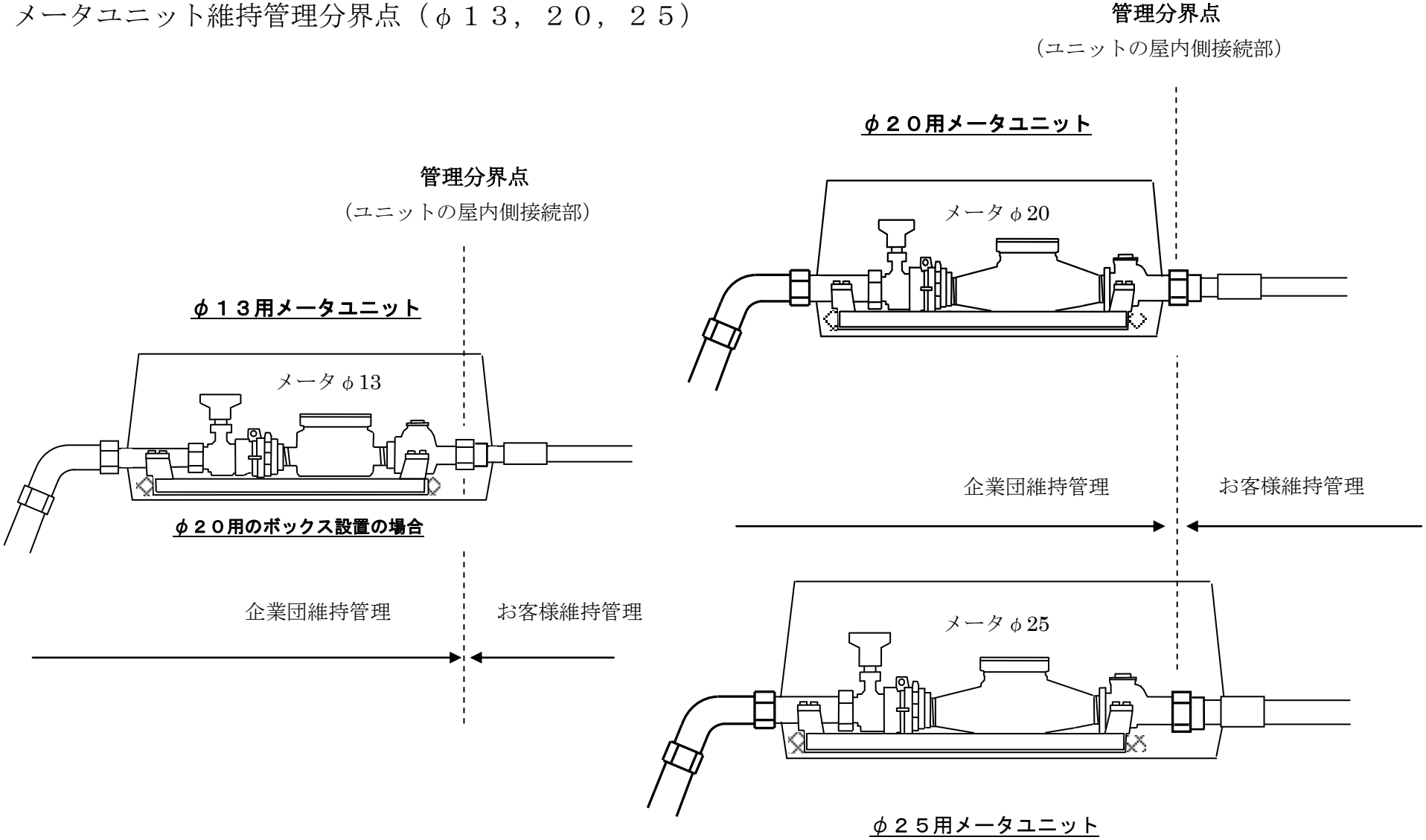

一般住宅等の管理分界点　（φ１３㎜　）

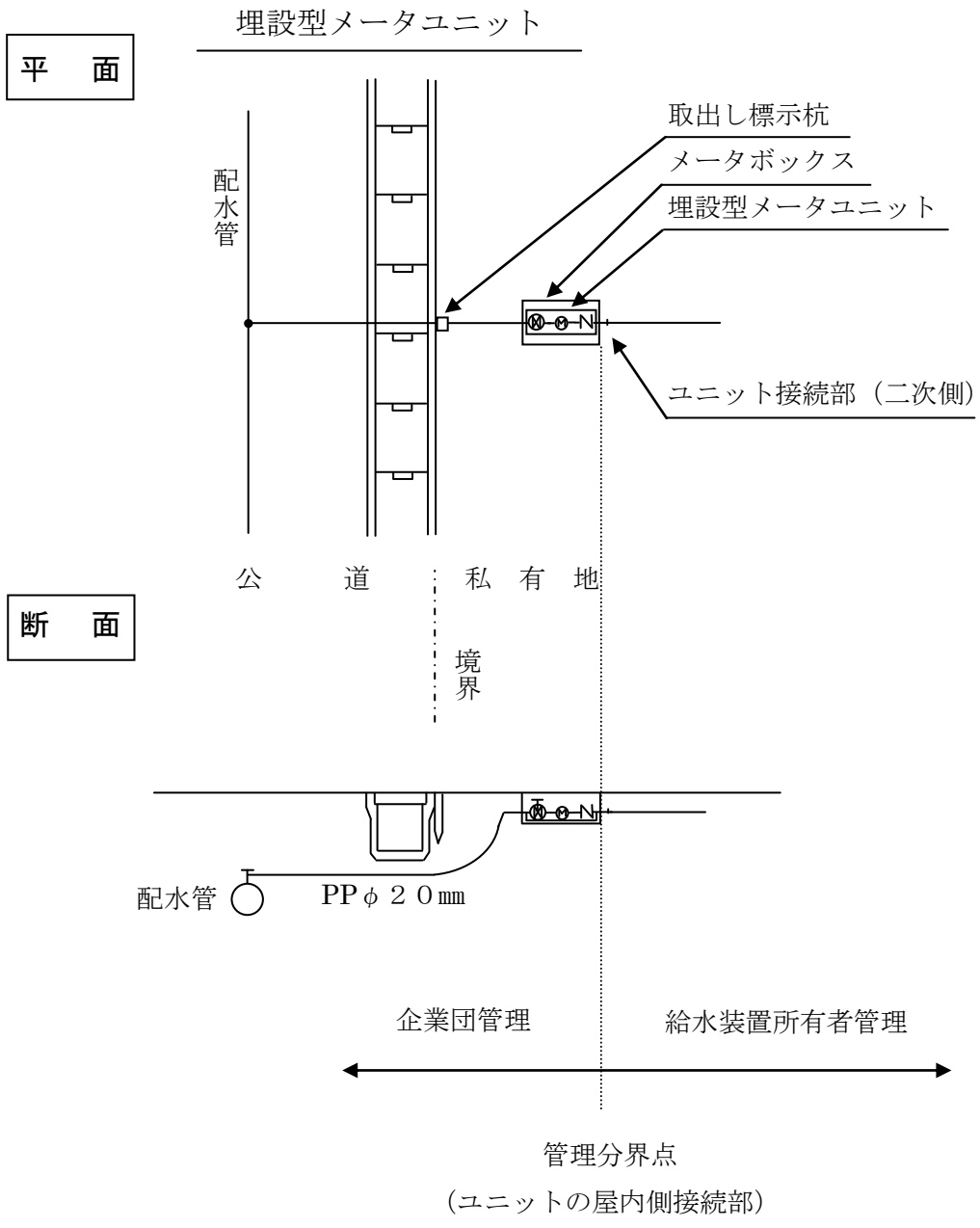


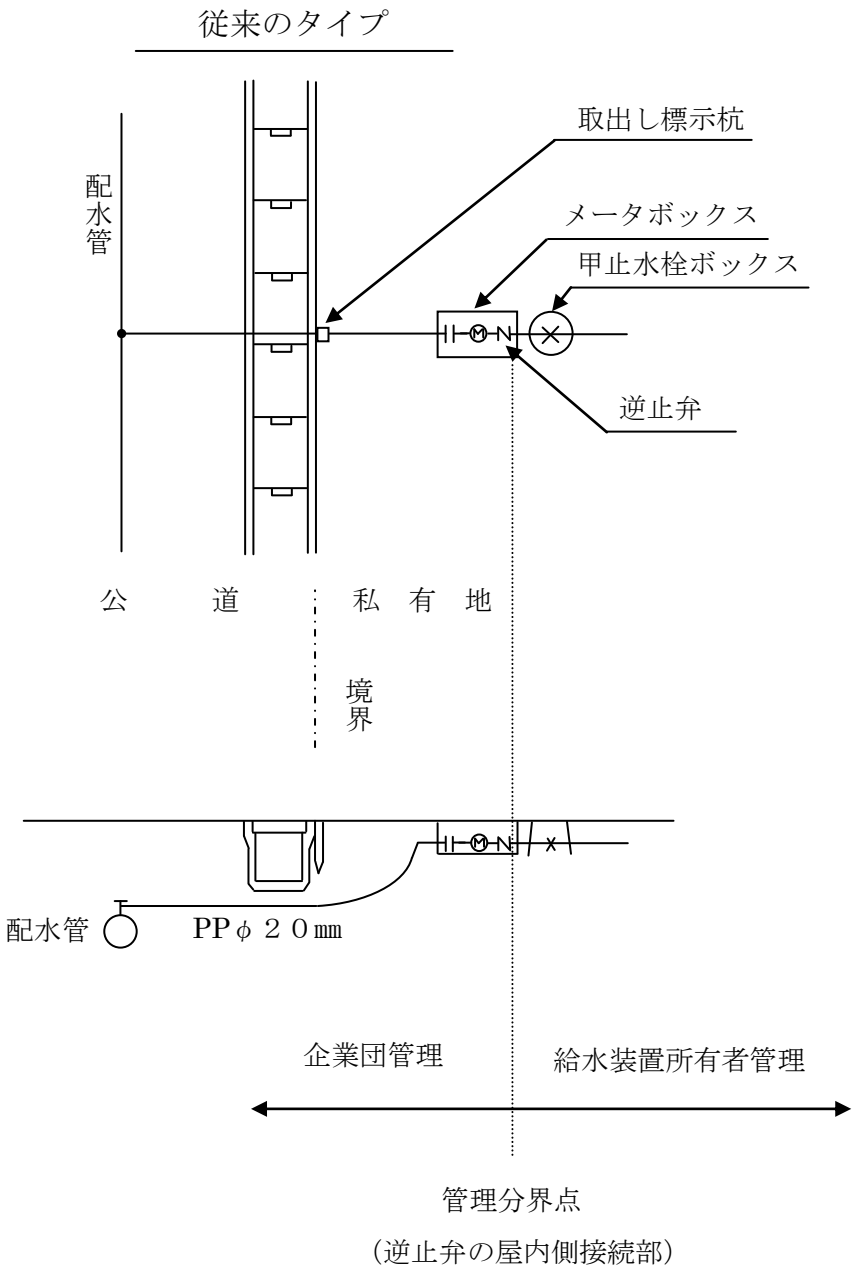

一般住宅等の管理分界点　（φ２０㎜・φ２５㎜）

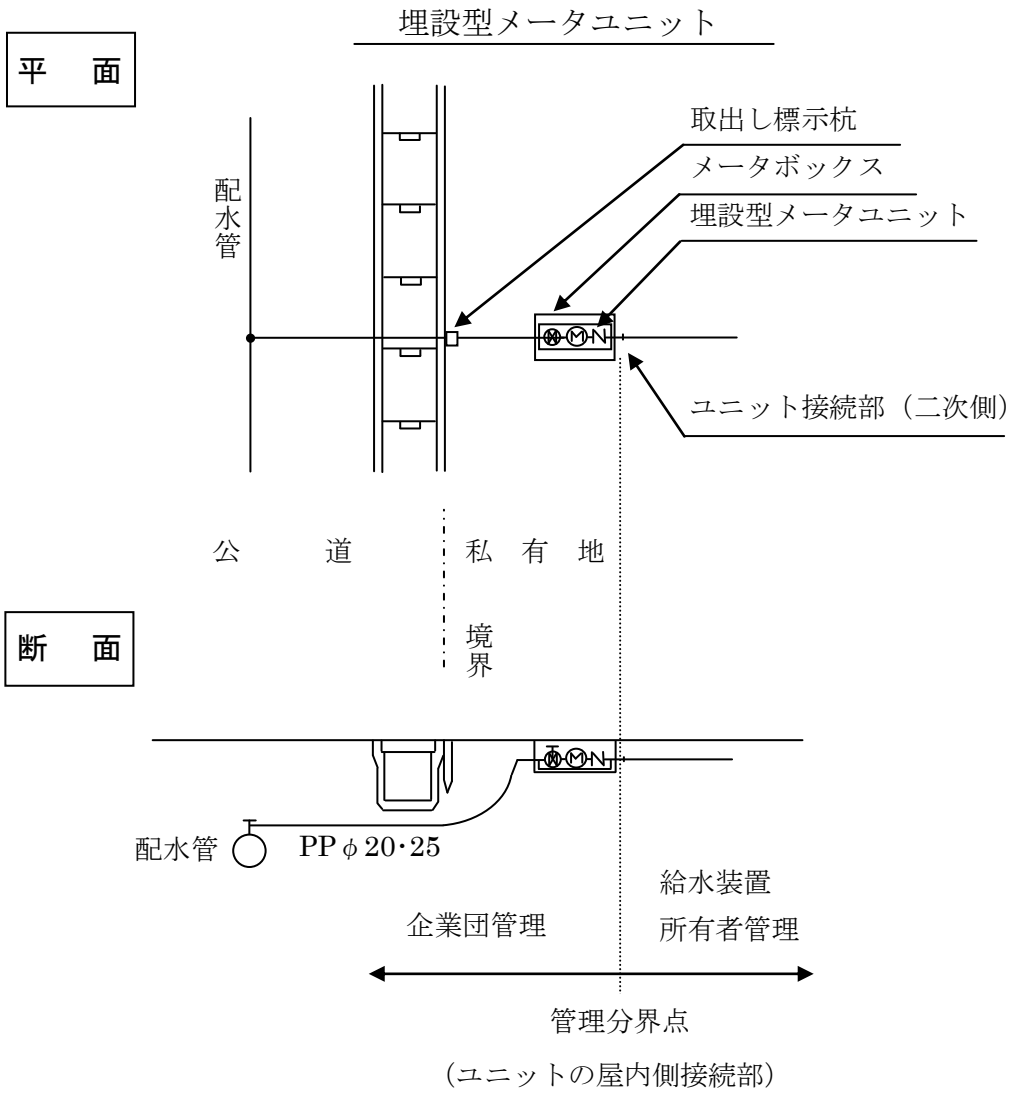


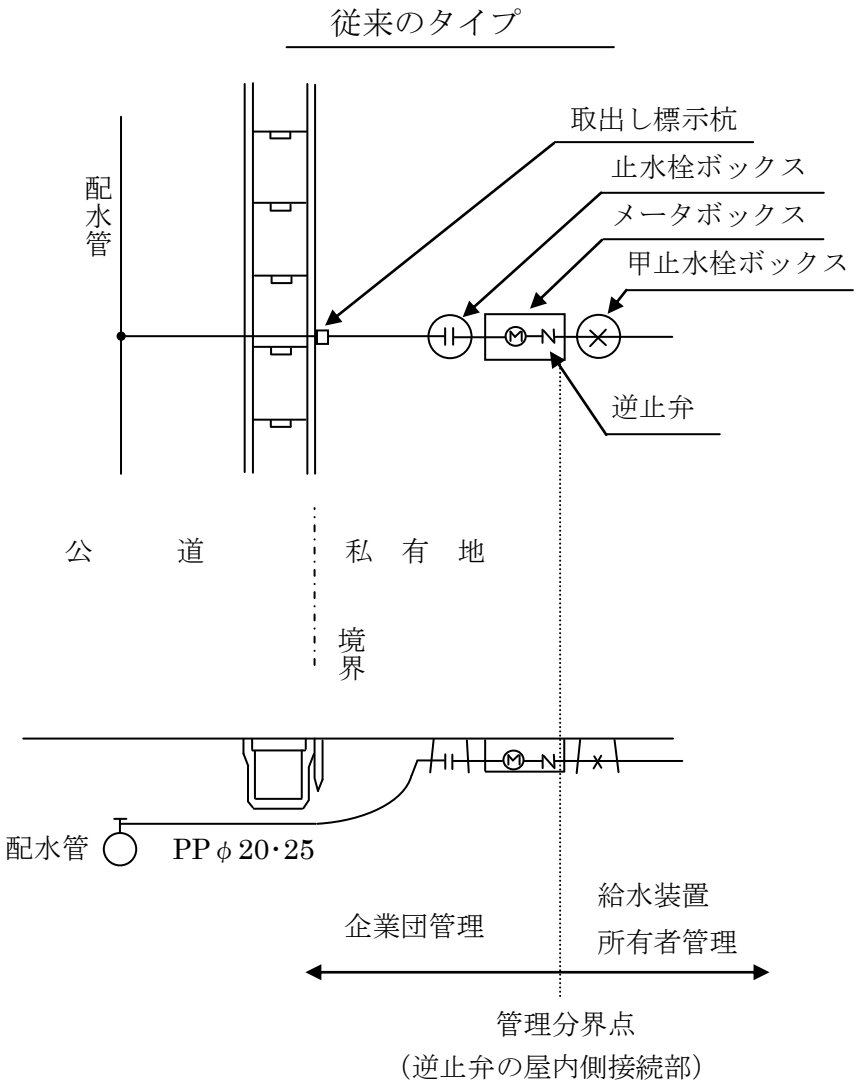

一般住宅等の管理分界点　（φ３０㎜～　）

**平　面**

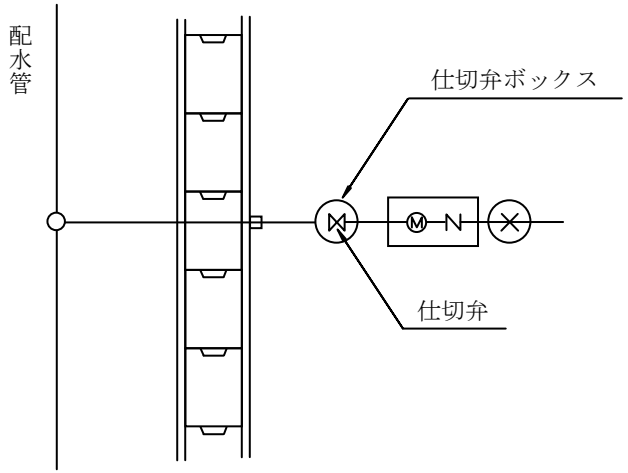


**断　面**

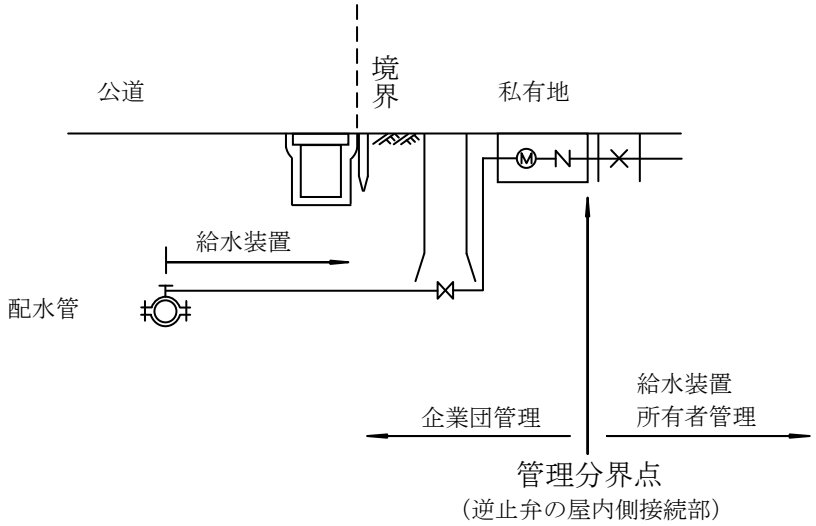

集合住宅（直圧）の管理分界点　（φ２５㎜～φ５０㎜）

**平　面**

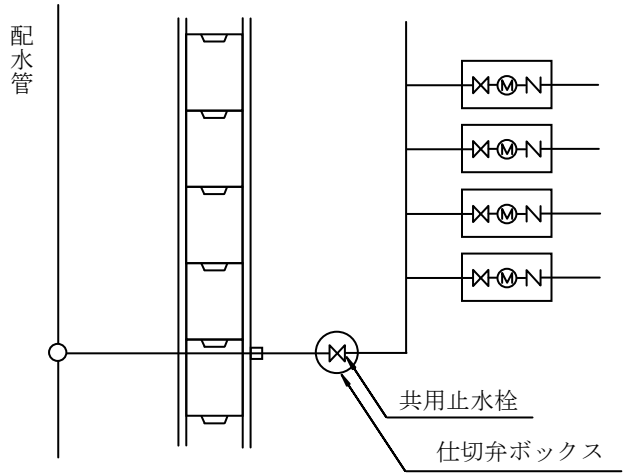


**断　面**

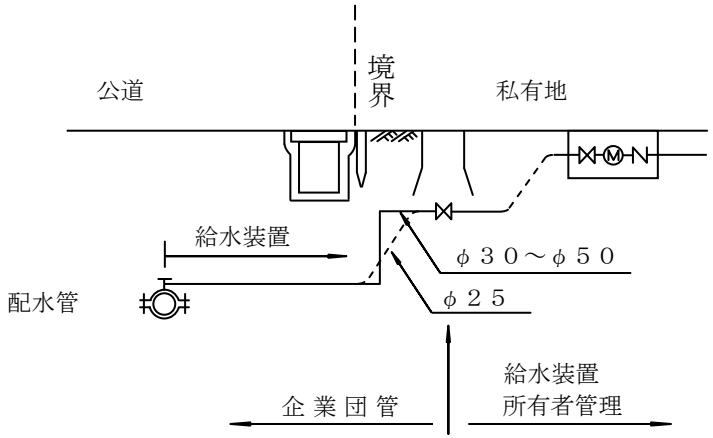


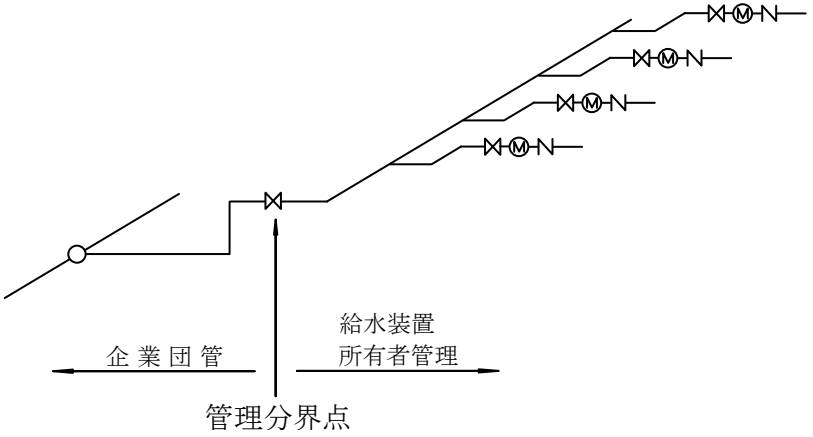


（共用止水栓・３階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁）

## 集合住宅（貯水槽）の管理分界点

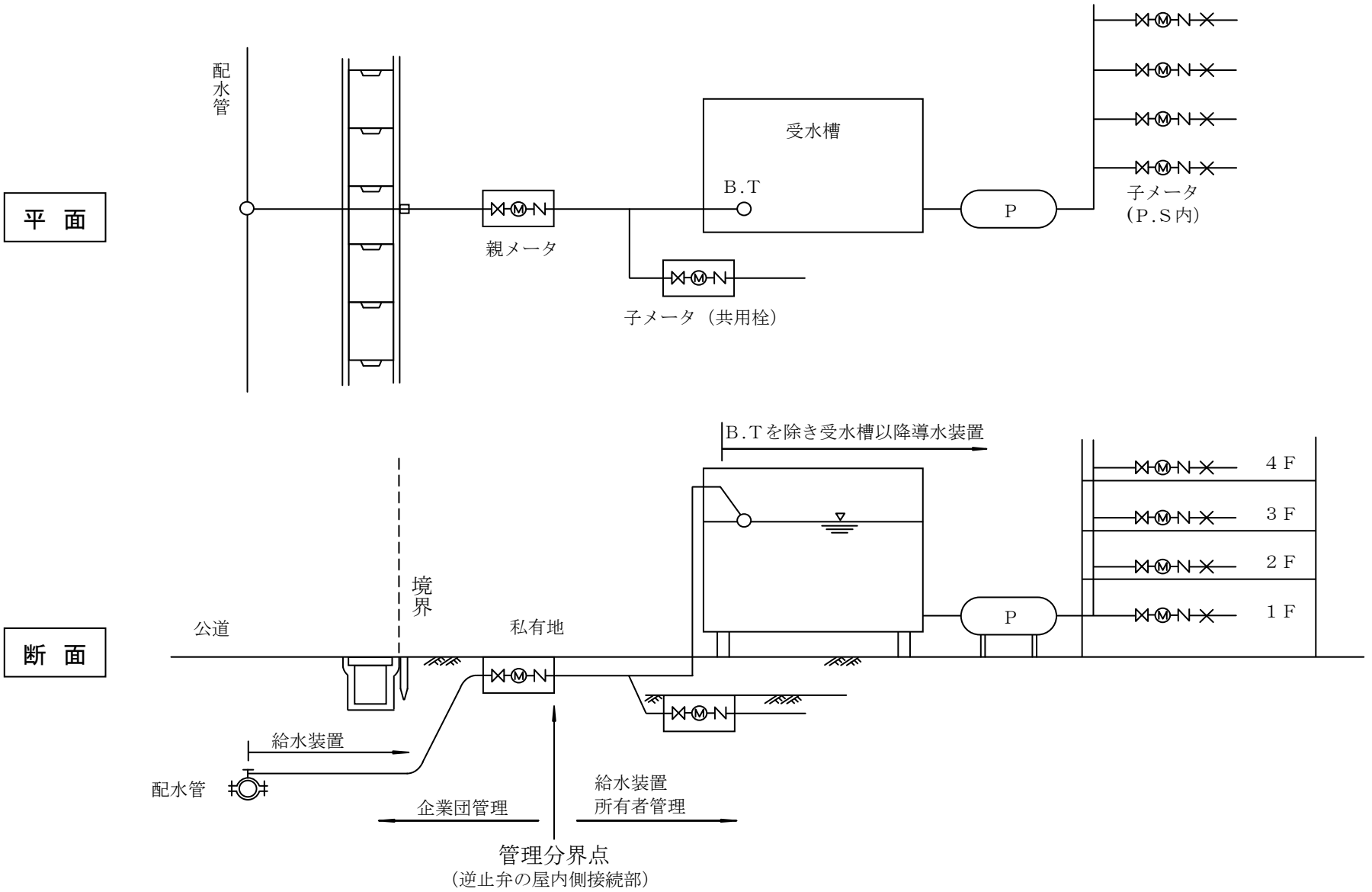

（工事費の負担）

第８条　給水工事の工事費は、申込者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団がその費用を負担することがある。（条例第５条）

〔解　説〕

1　企業団が施工する工事を例示すると以下のとおりであるがその費用を企業団負担とするかどうかは、その都度企業長が決定する。

(1)　給・配水管の試掘調査に係る工事

(2)　先行取出し管の通水不良に伴う修繕工事

(3)　企業団の改良工事及びこれに伴う切替え工事

(4)　既設給水装置の移設を伴わない廃止による撤去工事

(5)　水道メータの検定満期及び事故メータ等の取替及びこれに要する費用

ただし、私設メータ及び原因者がある場合を除く。又遠隔メータ（子メータ）の満期取替えは一部助成を行う。

(6)　「既設給水装置のメータ設置に関する取扱要領」の適用を受けるとき

(7)　「給水装置申込みに係る配管見取図と現地既設管が相違する場合の取扱について」の適用をうけるとき

(8)　「配水補助管助成金要綱」に基づく配水補助管布設の助成

(9)　「配水補助管布設に伴う改良工事事務取扱規程」に基づく改良工事

(10)　「計画路線における給水申込工事の費用負担基準」の適用を受けるとき

＜参　考＞

給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造・修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。（条例第５条）

（給水工事の種類）

第 9 条　給水工事の種類は、新設、改造、仮設、修繕、移設、舗装先行、仮設継続、撤去、消火栓工事の 9 種類とする。

(1)　新 設 工 事　　新規に給水装置を設置する工事をいう。
(2)　改 造 工 事　　給水装置の原形を変える工事をいう。
(3)　仮 設 工 事　　工事用のため一定期間臨時に給水装置を設置する工事をいう。（6 か月・1 年）
(4)　修 繕 工 事　　給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修繕する工事をいう。
(5)　移 設 工 事　　既設給水装置のメータ位置を移動する工事をいう。
(6)　舗装先行工事　　道路舗装工事に先行して、将来給水する目的で給水管を布設する工事をいう。
(7)　仮設継続工事　　仮設期間を延長して使用するための工事をいう。
(8)　撤 去 工 事　　不要になった給水装置の一部又は全部を取りはずす工事をいう。
(9)　消 火 栓 工 事　　消火栓を設置する工事をいう。

〔解　説〕

1　給水装置の種類(条例第 3 条)

(1)　専用給水装置　1 戸又は 1 箇所で専用するもの
(2)　共用給水装置　2 戸又は 2 箇所以上で共用するもの
(3)　私 設 消 火 栓　消防用に使用するもの

2　給水工事の基本項目

(1)　給水装置は、企業団が貸与したメータを設置して給水、計量する。
(2)　メータは、条例等の規定に基づく口径及び個数にしたがって加入分担金の他、必要な納入金を納付し、原則として工事完了後に設置するものとする。（ただし、改造等企業長が必要と認めたときは、工事完了前にメータを設置できるものとする。）
(3)　給水工事は、申込みから工事完成まで適正な経過手続きにより完結するものであり、その費用は申込者の負担とする。

3　臨時給水制度

(1)　臨時給水は、使用者の申込みにより企業長が臨時に給水する必要を認めたときに、承認されるものである。
(2)　臨時給水の料金は、条例第 22 条に規定する臨時用料金を適用する。
(3)　臨時給水は、仮設及び仮給水をいう。
　①　仮設とは、工事用等に使用するため 6 か月又は 1 年の期間に限り臨時に給水を行うものをいう。

ア　仮設の場合の加入分担金は「仮設加入分担金等の取扱いについて」に規定された額とする。

イ　申込みは、一般の給水申込みに準じ、撤去を要する場合は、撤去費用を前納することを要する。

ウ　仮設メータの改造、移設は、認めないものとする。

エ　仮設メータの所有者変更は、認めないものとする。

②　仮給水とは、条例第 23 条第 4 項に規定する「企業長が臨時に給水する必要があると認めたもの」の中で、給水工事の完了を前提として、完了前に建築等の工事用水として給水することをいい、この時点では、仮完了とする。ただし、改造、移設は除く。

ア　申込みは新設の給水申込みとし、申込者から仮給水願いが提出され、承認となったときに仮給水として取扱う。

イ　工事が竣工したときは、完了検査（仮完了に対し本完了検査(以下「本完了」という。)を受けなければならない。

ウ　本完了となった時点をもって、水道料金は臨時用から一般用に切換えるものとする。

エ　仮給水期間中においての使用者変更及び所有者変更は認めないものとする。

4　工事種類の取扱い

(1)　改造工事について

①　完了検査前に新たな口径のメータ（以下「改造メータ」という。）を設置しようとする場合は、着手届提出後、その申し出により企業長が認めた場合は、メータ出庫できるものとする。

②　メータを設置したら直ちに既設メータを返却することとし、メータの同時使用は、してはならない。

③　メータの口径変更を伴わない屋内給水装置の変更工事については、検査手数料等は徴収しない。

(2)　仮設工事について

①　仮設使用期間（6 か月又は 1 年）が満了した場合は、メータを撤去し企業団に返却する。ただし、引き続き使用する場合は、新たに給水装置工事申込書（仮設継続）を提出しなければならない。

②　仮設申込みにより布設した給水管は、撤去を原則とするが、あらかじめ企業長の承認を得た場合には、新設メータの設置においても使用できるものとする。

(3)　仮設継続の取扱いについて

①　加入分担金（仮設と同額）等を納入しなければならない。なお、仮設継続の検査費用を免除できるのは、期間満了後 1 か月以内である。(仮設加入分担金等の取扱いについて　第 4 項第 2 号)

②　仮設継続取り扱いをした場合の始期は、仮設期間満了日とする。

(4)　移設及び撤去工事について

移設に伴い、同一敷地内において本基準に基づく位置にメータ設置が出来ないとき又は、既設メータ設置場所と異なった敷地にメータを移設するときは、原則として申込者の費用負担において既設給水管を撤去する。

＜説　明＞

給水装置は､配水管から分岐した給水管及びこれに直結する給水用具までの一系統が給水装置の一単位であり、これに一個のメータが設置され給水装置として構成されるものである。

（水道法逐条解説）

従って既設給水管をそのまま残存させ､新たな場所に給水管を設けメータを移動することは、一つの給水装置に一つのメータが設置されてはじめて給水装置として構成されている以上ありえないことといわなければならない。

よって、メータ移設すなわち給水装置の移設は、需要者の費用負担により既設給水管を撤去する場合に限り認められるものである。ただし、企業長が認めた場合はこの限りでない。

(5)　舗装先行工事について

①　給水管布設位置が将来において不適位置となったり不要となる場合は、申込者負担により新たな給水管布設工事や撤去工事を行わなければならない。

②　申込者は、標示杭及び止水栓ボックス等善良な管理を行うとともに、将来にわたり給水装置基準に適合するよう保持しなければならない。

③　本基準第 34 条に基づく。

④　舗装を切断して先行工事を行う場合は、その理由を明らかにすること。

（給水工事の順序）

第 10 条　指定工事業者は、申込者と工事等の契約締結後、企業団に対して必要な手続きを行うものとする。
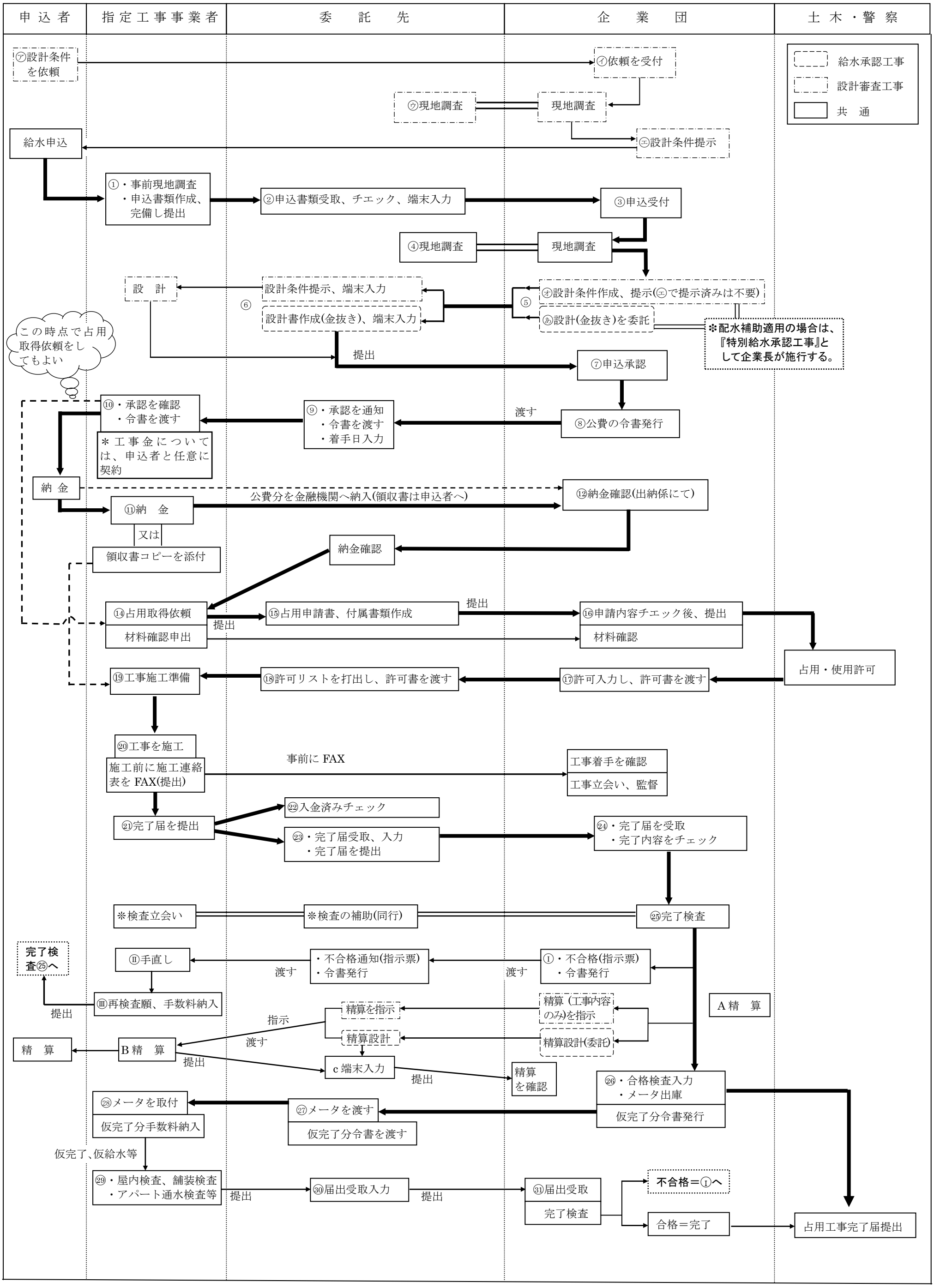
# 給水承認工事（企業長が設計･施工する場合）又は設計審査工事（指定工事業者が設計･施工する場合）　平成24年6月～